

## 災害時等における生活物資等の供給に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、株式会社あらかた北海道支社（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに他の市町村等自治体相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条** 災害時等においては、甲は乙に対して、生活物資等の提供を要請することができる。
- 2 前項の要請は、「生活物資等の供給要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

- 第2条** 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するよう、積極的に努めなければならない。
- 2 乙は、前条第2項の規定による甲からの要請を受けたときは、「生活物資等の供給可能報告書」（別記第2号様式）により、可能な限り速やかに要請を受けた生活物資等について、供給可能な数量を連絡しなければならない。

（物資の運搬、引渡）

- 第3条** 第1条第2項の規定により要請した生活物資等の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの生活物資等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、生活物資等を確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

- 第4条** 本協定に基づき乙が甲に供給した生活物資等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

- 第5条** 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(事故等)

**第6条** 乙は、本協定に基づく物資等の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡窓口)

**第7条** 本協定に関する連絡窓口は、「連絡体制表」(別記第3号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

**第8条** 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協議)

**第9条** 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月10日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡克介

乙 札幌市東区北6条東3丁目1番地  
株式会社あらた 北海道支社

支社長 得能健次

## 生活物資等の供給要請書

（株）あらた 北海道支社  
支社長 様

石狩市長

「災害時等における生活物資等の供給に関する協定書」第 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第 2 条第 2 項に基づき、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要 請 番 号	No.		
	物 資 名 等	希望数量	単位
要 請 物 資 等			
引 渡 希 望 日 時	平成 年 月 日 時 分		
引 渡 希 望 場 所			
備 考			

【連絡担当者】

〒061-3292

北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市総務部総務課危機管理担当

担当：

TEL 0133-72-3190 / FAX 0133-75-2275

E-mail : soumu@city.ishikari.hokkaido.jp

### 生活物資等の供給可能報告書

石狩市長 様

(株)あらた 北海道支社  
支社長

「災害時等における生活物資等の供給に関する協定書」第2条第2項の規定に基づき、  
次のとおり供給可能状況を報告します。

受領要請番号	No.		
供給可能物資等	物 資 名 等	供給可能数量	単位
引渡可能日時	平成 年 月 日 時 分		
引渡場所			
備 考			

**【連絡担当者】**

〒060-0906  
北海道札幌市東区北6条東3丁目1番地  
株式会社あらた 北海道支社  
部 課

担当：

TEL 011-\*\*\*-\*\*\*\* / FAX 011-\*\*\*-\*\*\*\*  
E-mail: \*\*\*\*@arata-gr.jp

## 連絡体制表

甲：石狩市

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：(株)あらた 北海道支社

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	